

古賀市制施行 30 周年記念

キャッチフレーズ & ロゴマーク募集要項

1 趣旨

令和9年10月に市制施行 30 周年を迎えるわがまち・古賀市。

この節目を市民の皆さまと祝うとともに、ふるさとへの愛着と誇り(古賀愛)を深め、先人たちがつないできてくれた風土、文化、歴史、伝統を振り返り未来への展望を共有する機会といたく、市制施行 30 周年記念事業を行います。

そこで、市制施行 30 周年記念事業準備委員会では、事業の核となるコンセプトを作成しました。このたび、この趣旨もふまえ、広く市内外に市制施行 30 周年を PR するキャッチフレーズとロゴマークを市民の皆さまから募集します。

市民の皆さまの想いを形にし、周年事業を市全体で盛り上げていきます！

2 募集内容

- ① 古賀市制施行 30 周年を PR するキャッチフレーズ
- ② 古賀市制施行 30 周年を PR するロゴマーク

《記念事業コンセプト「3つの柱」》

♪祝祭感

みんなで祝う「お祭り」の雰囲気大切にします。市民が心から楽しみ、古賀市への誇りを感じられる場を創出します。

♪感謝・継承

先人への感謝と、次世代へのバトン渡しです。30周年の歴史を振り返りつつ、これらの未来につなげる橋を架けます。

♪未来への問いかけ

「どうする？」と市民自身が考えます。受け身ではなく、自分事として古賀市の未来を描く参画の機会を提供します。

① キャッチフレーズ

【作品条件】

- ・古賀市制施行30周年の PR に適した、古賀市への愛着や未来への希望が感じられるもの。
- ・未発表の自作作品であること。(生成 AI 使用不可)

【応募点数】

1 人 3 点まで

【応募に必要な事項】

- ・キャッチフレーズ
- ・作品の説明や作品に込めた思いなど(100字程度)
- ・氏名(ふりがな)
- ・住所
- ・年齢
- ・電話番号
- ・メールアドレス

② ロゴマーク

【応募要件】

- ・古賀市制施行30周年のPRに適したもの
※マークの中に「古賀市」及び「30」が入っていること
「古賀市」の表記は日本語(漢字・ひらがな・カタカナ)又はアルファベット表記とします。
- ・まちの魅力や未来への希望が感じられるもの
※未発表の自作作品に限ります。(生成AI使用不可)
※採用されたロゴマークは、必要に応じて専門家がデザイン補正したうえで使用します。ご了承のうえ応募ください。
- ・手描き、デジタルデータ、いずれでも応募可能です。
デジタルデータで応募する場合は、ファイル形式は、JPEG、PNG、PDF、GIFのいずれかとし、ファイルのサイズは10MB以内としてください。
※デジタルデータで提出の場合、1ファイル当たりの上限は10MB、ファイル合計(3ファイル以内)の上限は20MBでご提出ください。

【応募点数】

1人3点まで

【応募に必要な事項】

- ・ロゴマーク
- ・作品の説明や作品に込めた思いなど(100字程度)
- ・氏名(ふりがな)
- ・住所
- ・年齢
- ・電話番号
- ・メールアドレス

3 応募資格

市内在住・在勤・在学者・古賀市にゆかりのある人

※18歳未満の方は、保護者の同意を得て応募してください。

4 応募方法

次のいずれかの方法で応募してください。

- ①市ホームページの応募フォーム
- ②郵送:〒811-3192 古賀市駅東 1-1-1 古賀市役所経営戦略課広報公聴係
- ③持参:リーパスプラザこが、古賀市役所経営戦略課内に設置の応募箱(※各施設の開庁時間帯のみ)

5 募集期間

令和8年5月20日(水)～7月21日(火)※郵送の場合は必着

6 選考方法(予定)

- ・一次選考:市民参画等による選考
- ・最終選考:市民ワークショップ等による選考後、市が最終決定

7 表彰

最優秀賞 1点(賞状・副賞:地域特産物など)

8 発表

令和8年秋頃、市ホームページなどで発表(予定)

9 作品の取り扱い

- ・応募に要する費用はすべて応募者の負担とします。
- ・応募作品は提出後の修正はできません。また、返却もできません。
- ・応募内容に不備がある場合は、選考対象外となることがあります。
- ・応募作品の採用にあたり、必要に応じて補作・修正を行う場合があります。
- ・応募作品について第三者から権利侵害等の損害賠償が提起された場合等については、応募者自らの責任と費用で解決してください。古賀市は一切の責任を負いかねます。
- ・採用に係る審査の過程や決定の根拠についてはお答えできません。
- ・採用作品に関する著作権(著作権法第27条及び第28条を含む)、使用权等一切の権利は、採用決定をもって古賀市に帰属するものとします。
また、応募者は当該作品に関し著作者人格権を行使しないものとし、商標登録及び商品化に関する対価は無償とします。
- ・採用決定後であっても、応募作品が第三者の知的財産権の侵害となる場合や、応募内容に虚偽の記載が確認された場合等は、採用を取り消すことがあります。

10 個人情報の取り扱い

応募に係る個人情報は、本事業以外の目的には使用しません。

11 問い合わせ先

〒811-3192 福岡県古賀市駅東1丁目1番1号

古賀市 総務部 経営戦略課 広報公聴係

TEL:092-942-1346